

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第18号

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同居家族」を「同居者」に改め、同条第2号中「及び所得のある者」を削り、「収入」の次に「額」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「同居家族全員の市区町村税の納税証明書」を「同居者で納税義務がある者の市区町村税の滞納がないことを証する書類」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4） 連帯保証人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）並びに収入額を証する書類及び市区町村税の滞納がないことを証する書類第6条第2項中「入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに連帯保証人の住民票の写し及び収入額を証する書類」を「連帯保証人の印鑑証明書」に改める。

第7条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 日本国籍を有する者又は日本に永住する資格を有する外国人で、いずれも日本国内に居住している満20歳以上の者であること。

（4） 市区町村税を滞納していないこと。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届出には、第3条第4項に掲げる書類を添えなければなら第8条第2項を削り、同条第3項中「入居者は、第1項の届出があったときは、町長の指定する期日までに」を「前項の承認を受けた

者は、承認のあった日から10日以内に」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 町長は、第1項の規定による届出を受理したときは、内容を精査し、東山団地入居者連帯保証人変更（異動）承認・不承認通知書（別記様式第6号）により入居者に通知するものとする。

第34条を第45条とする。

第33条第1項中「第30条」を「第41条」に改め、同条を第44条とする。

第32条を第43条とし、第31条を第42条とし、第30条を第41条とする。

第29条第2号中「納税証明書発行日現在において」を削り、「市区町村民税」を「市区町村税」に改め、同条を第39条とする。

第28条を第38条とし、第27条を第37条とする。

第26条の2中「第9条」を「第12条」に、「第11条」を「第14条」に、「第22条」を「第27条」に、「別記様式第7号」を「別記様式第12号」に、「別記様式第10号」を「別記様式第15号」に、「別記様式第18号」を「別記様式第22号」に、「別記様式第20号」を「別記様式第25号」に、「別記様式第21号」を「別記様式第29号」に、「別記様式第22号及び別記様式第24号」を「別記様式第30号及び別記様式第33号」に改め、同条を第36条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の減免又は徴収猶予）

第34条 条例第31条第2項の規定による使用料の減免及び徴収猶予については、第16条を準用する。

（駐車場の明渡し請求）

第35条 条例第32条第1項の規定による請求（使用許可の取消し）は、事前に東山団地駐車場明渡し請求前通告（別記様式第35号）で明渡し期限を通知し、期限を過ぎた場合に東山団地駐車場明渡し請求書（別記様式第36号）により通知するものとする。

第25条を削り、第26条第1項中「第12条」を「第15条」に

改め、同条を第 33 条とする。

第 33 条の前に次の 3 条を加える。

(使用手続の執行猶予)

第 30 条 条例第 30 条第 2 項に規定する町長が別に指示する期間は、東山団地駐車場使用手続執行猶予決定通知書（別記様式第 32 号）により通知するものとする。

(駐車場の使用決定の取消し)

第 31 条 条例第 30 条第 3 項の規定により駐車場の使用の決定を取り消すときは、東山団地駐車場使用決定取消書（別記様式第 33 号）により通知するものとする。

(使用可能日の通知)

第 32 条 条例第 30 条第 4 項の規定による通知は、東山団地駐車場使用可能日決定通知書（別記様式第 34 号）により行うものとする。

第 24 条中「（別記様式第 23 号）」を「（別記様式第 31 号）」に改め、同条を第 29 条とする。

第 23 条中「（別記様式第 22 号）」を「（別記様式第 30 号）」に改め、同条を第 28 条とする。

第 22 条第 1 項中「（別記様式第 21 号）」を「（別記様式第 29 号）」に改め、同条第 2 項中「1 区画」を「2 区画」に改め、同条を第 27 条とする。

第 21 条の 2 中「（別記様式第 20 号の 2）」を「（別記様式第 28 号）」に改め、同条を第 26 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(東山団地の明渡し請求)

第 25 条 条例第 24 条第 1 項の規定による請求を行う場合は、事前に東山団地明渡し請求前通告（別記様式第 26 号）で明渡し期限を通知し、期限を過ぎた場合に東山団地明渡し請求書（別記様式第 27 号）により通知するものとする。

第 21 条中「（別記様式第 20 号）」を「（別記様式第 25 号）」に改め、同条を第 24 条とする。

第 20 条中「（別記様式第 19 号）」を「（別記様式第 23 号）」

に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を精査し、東山団地模様替承認・不承認通知書（別記様式第24号）により申請者に通知するものとする。

第20条を第23条とする。

第19条中「（別記様式第18号）」を「（別記様式第22号）」に改め、同条を第22条とする。

第18条を第21条とする。

第17条中「（別記様式第17号）」を「（別記様式第21号）」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第14条中「第1項」を削り、「（別記様式第15号）」を「（別記様式第20号）」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1項中「（別記様式第13号）」を「（別記様式第18号）」に改め、同条第2項中「（別記様式第14号）」を「（別記様式第19号）」に改め、同条を第16条とする。

第12条第1項中「（別記様式第11号）」を「（別記様式第16号）」に改め、「により納付しなければならない。」の前に「又は口座振替」を加え、同条第2項中「（別記様式第12号）」を「（別記様式第17号）」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1項中「（別記様式第10号）」を「（別記様式第15号）」に改め、同条第2項中「住民票の写し」の次に「又は住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）及び」を加え、同条を第14条とする。

第10条第1項中「（別記様式第8号）」を「（別記様式第13号）」に改め、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「同居家族」を「同居者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「及び所得のある者」を削り、同号を同項第3号とし、第10条第2項第5号を削り、同項第6号中「同居家族全員の市町村税の納税証明書」を「同居者で

納税義務がある者の市区町村税の滞納がないことを証する書類」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第3条第4項に掲げる書類

第10条第2項第7号を同項第6号とし、同条第3項中「町長は、第1項の申請を承認したときは、東山団地入居承継承認書（別記様式第9号）」を「町長は、第1項の規定による申請を受理したときは、内容を精査し、東山団地入居承継承認・不承認通知書（別記様式第14号）」に改め、同条第4項中「東山団地入居請書を町長に提出しなければならない。」を「承認のあった日から10日以内に第6条第1項に規定する請書を提出しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「（別記様式第6号）」を「（別記様式第11号）」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「市町村税の納税証明書」を「市区町村税の滞納がないことを証する書類」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「町長は、第1項の申請を承認したときは、東山団地同居承認書（別記様式第7号）」を「町長は、第1項の規定による申請を受理したときは、内容を精査し、東山団地同居承認・不承認通知書（別記様式第12号）」に改め、同条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

(入居手続の執行猶予)

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、東山団地入居手続執行猶予届（別記様式第7号）により行わなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合において、東山団地入居手続執行猶予決定通知書（別紙様式第8号）により、別に指示する期間を通知するものとする。

(入居決定の取消し)

第10条 条例第10条第4項の規定により東山団地の入居の決定を取り消すときは、東山団地入居決定取消書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(入居可能日の通知)

第11条 条例第10条第5項の規定による通知は、東山団地入居可能日決定通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

別記様式第1号中「申込者
(世帯主)」を「申込者」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

東山団地入居決定通知書

第 年 月 日 号

種 類

聖籠町長 印

年 月 日付けで申込みのあった東山団地の入居について、下記のとおり決定したので通知します。

記

入居を決定する住宅	住戸位置	東山団地 号棟 号				
	所在地	聖籠町大字二本松1997番地				
家賃	円					
敷金	円					
入居者及び同居者	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
条 件	1 決定のあった日から10日以内に次の手続を行うこと。					
	(1) 町長が適当と認める連帯保証人の連署する借書を提出すること。 (2) 10日以内に入居の手続ができないときは、あらかじめ町長に届出ること。					

別記様式第24号を次のように改め、同様式を別記様式第33号とする。

別記様式第33号

別記様式第33号(第31条関係)

東山団地駐車場使用決定取消書

第 号
年 月 日

様

整鶴町長 印

下記のとおり東山団地駐車場の使用決定を取消したので、整鶴町営住宅設置及び管理に関する条例第30条第3項の規定により、通知します。

記

使用決定を取消した位置	番
取消日	年 月 日
取消事由	
概要	

別記様式第33号の前に次の1様式を加える。
別記様式第32号

別記様式第32号(第30条関係)

東山団地駐車場使用手続執行猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

整鶴町長 印

東山団地駐車場使用手続執行猶予の件について、下記のとおり決定したので、整鶴町営住宅設置及び管理に関する条例第30条第3項の規定により、通知します。

記

許可位置	番
使用手続執行猶予理由	
執行猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
執行猶予の条件	
概要	

別記様式第23号中「別記様式第23号（第24条関係）」を「別記様式第31号（第29条関係）」に改め、同様式を別記様式第31号とする。

別記様式第22号中「別記様式第22号（第23条関係）」を「別記様式第30号（第28条関係）」に改め、使用可能日の項を削り、同様式を別記様式第30号とする。

別記様式第21号中「別記様式第21号（第22条関係）」を「別記様式第29号（第27条関係）」に改め、使用可能日の項を削り、同様式を別記様式第29号とする。

別記様式第20号の2中「別記様式第20号の2（第21条の2関係）」を「別記様式第28号（第26条関係）」に改め、同様式を別記様式第28号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記様式第26号

別記様式第26号(第25条関係)

東山団地明渡し請求通告

第 年 月 日

様

聖籠町長 印

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第24条第1項の規定による請求をするにあたり、下記期限までに住宅を明渡ししてください。期限までに明渡さない場合は、明渡し請求日の翌日から当該東山団地の明渡しを行うまでの期間について、家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収します。

記

明渡しを請求する住宅	住戸位置	東山団地 号棟 号
	所在地	聖籠町大字二本松1997番地
明渡し期限	年 月 日	
明渡し事由		
摘要		

別記様式第 27 号

別記様式第27号(第25条関係)

東山団地明渡し請求書

第 号
年 月 日

種

聖籠町長 印

下記のとおり東山団地の入居決定を取消したので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第24条第1項の規定により、下記事項について明渡しを請求します。

また、明渡し請求日の翌日から当該東山団地の明渡しを行うまでの期間について、家賃の2倍に相当する額以下の全額を徴収します。

記

明渡しを請求する住宅	住戸位置	東山団地 号棟 号
	所在地	聖籠町大字二本松1997番地
明渡し日	年 月 日	
明渡し事由		
摘要		

別記様式第 20 号中「別記様式第 20 号（第 21 条関係）」を「別記様式第 25 号（第 24 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 25 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

別記様式第 24 号

別記様式第24号(第23条関係)

東山団地権移承認・不承認通知書

年 月 日

聖籠町長 様

東山団地 号棟 号
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった東山団地の権移について、下記のとおり承認
します・しません。

記

住 戸 位 置	東山団地	号棟	号
権移替えの概要	年 月 日から	年 月 日まで	日間
権移替えを 必要とする理由			
備 考			
不承認事由			

別記様式第19号中「別記様式第19号(第20条関係)」を「別記様式第23号(第23条関係)」に改め、同様式を別記様式第23号とする。

別記様式第18号中「別記様式第18号(第19条関係)」を「別記様式第22号(第22条関係)」に改め、同様式を別記様式第22号とする。

別記様式第17号中「別記様式第17号(第17条関係)」を「別記様式第21号(第20条関係)」に改め、同様式を別記様式第21号とする。

別記様式第15号中「別記様式第15号(第14条関係)」を「別記様式第20号(第17条関係)」に改め、同様式を別記様式第20号とする。

別記様式第14号中「別記様式第14号(第13条、第16条関係)」を「別記様式第19号(第16条、第19条、第34条関係)」に改め、同様式を別記様式第19号とする。

別記様式第13号中「別記様式第13号(第13条関係)」を「別

記様式第 18 号（第 16 条、第 19 条、第 34 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 18 号とする。

別記様式第 12 号中「別記様式第 12 号（第 12 条関係）」を「別記様式第 17 号（第 15 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 17 号とする。

別記様式第 11 号中「別記様式第 11 号（第 12 条関係）」を「別記様式第 16 号（第 15 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 16 号とする。

別記様式第 10 号を次のように改め、同様式を別記様式第 15 号とする。

別記様式第 15 号

別記様式第15号(第14条関係)

視 況 報 告 書

年 月 日

型番町長 様

東山団地 号棟 号
氏 名 印

型番町営住宅設置及び管理に関する条例第13条の規定により、下記のとおり報告します。
なお、この申告内容に関して、町が調査（住民票の公用鑑査等）することに異議は申し立てません。

記

1 入居者

	氏 名	続柄	性別	生年月日	勤務先等 (電話番号)
1			男・女	・ ・	
2			男・女	・ ・	
3			男・女	・ ・	
4			男・女	・ ・	
5			男・女	・ ・	
6			男・女	・ ・	

2 駐車場の使用

	車種及び登録ナンバー	許可位置
1		番
2		番

3 連絡のとれる電話番号

1		様
2		様

別記様式第 9 号を次のように改め、同様式を別記様式第 14 号とする。

別記様式第 14 号

別記様式第14号(第13条関係)

東山団地入居承継承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

聖徳町長 印

年 月 日付けで申請のあった入居の承継について、下記のとおり承認します・
しません。

記

入居を承継する住宅	住 宅	東山団地 号棟 号		
	所在地	聖徳町大字二本松1997番地		
新 入 居 者	氏 名			
		旧入居者との続柄()		
入居承継年月日		年 月 日		
入居承継 事由				
申請者と同居する者	氏 名	続 柄	生年月日	備 考
不承認 事由				

別記様式第8号中「別記様式第8号(第10条関係)」を「別記様式第13号(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第7号を次のように改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第12号(第12条関係)

東山団地同居承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

横

敬園町長 印

年 月 日付で申請のあった同居の件について、下記のとおり承認します・
しません。

記

現入 居住宅	住 宅	東山団地 号 棟 号				
	所在地	整園町大字二本松1997番地				
被 同 居 承 認 者	氏 名	本人との 続 柄	生年月日	勤 務 先	同居の開始日	
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
条 件						
不 承 認 事 由						

別記様式第6号中「別記様式第6号(第9条関係)」を「別記様式第11号(第12条関係)」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第5号様式の次に次の5様式を加える。

別記様式第6号

別記様式第6号(第8条関係)

東山団地入居者連帯保証人変更(異動)承認・不承認通知書

年 月 日

聖徳町長 様

東山団地 号棟 号
氏 名 印

年 月 日付で届け出のあった連帯保証人変更(異動)届について、下記のとおり承認します・しません。

記

旧連帯保証人	住所	
	氏名	
新連帯保証人	住所	
	氏名	
変更(異動)年月日	年 月 日	
変更(異動)事由		
不承認事由		

別記様式第7号

別記様式第7号(第9条関係)

東山団地入居手続執行猶子届

年 月 日

聖籠町長 様

東山団地 号棟 号
氏 名 印

東山団地入居手続の執行猶子を受けたいので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入居手続執行 猶 子 理 由	
執行猶子を希望 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

別記様式第8号

別記様式第8号(第9条関係)

東山団地入居手続執行猶子決定通知書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

年 月 日付で届け出のあった東山団地入居手続執行猶子の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

住 宅	東山団地 号棟 号
所 在 地	聖籠町大字二本松1997番地
入居手続執行 猶 子 理 由	
執行猶子期間	年 月 日から 年 月 日まで
執行猶子の条件	
摘 要	

別記様式第9号

別記様式第9号(第10条関係)

東山団地入居決定取消書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

下記のとおり東山団地の入居決定を取消したので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第10条第4項の規定により、通知します。

記

入居を取消する住宅	住戸位置	東山団地 号棟 号					
	所在地	聖籠町大字二本松1997番地					
入居者及び同居者	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日	
			・ ・			・ ・	
			・ ・			・ ・	
取 消 日	年 月 日						
取 消 事 由							
備 考							

別記様式第10号

別記様式第10号(第11条関係)

東山団地入居可能日決定通知書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

下記のとおり入居可能日を決定したので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第10条第5項の規定により、通知します。

記

入居可能日を決定する住宅	住戸位置	東山団地 号棟 号					
	所在地	聖籠町大字二本松1997番地					
入居可能日	年 月 日						
条 件	入居可能日から1週間以内に入居しなければならない。						

別記様式に次の4様式を加える。

別記様式第34号

別記様式第34号(第32条関係)

東山団地駐車場使用可能日決定通知書

第 年 月 日

様

聖籠町長 印

下記のとおり駐車場使用可能日を決定したので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第30条第4項の規定により、通知します。

記

使用可能日 を決定する 位 置	番
使用可能日	年 月 日
条 件	使用可能日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。

別記様式第35号

別記様式第35号(第36条関係)

東山団地駐車場明渡し請求前通告

第 年 月 日

様

聖籠町長 印

聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第32条第1項の規定による請求(使用許可の取り直し)をすにあたり、下記期限までに駐車場を明渡ししてください。期限までに明渡しされない場合は、明渡し請求日の翌日から当該駐車場の明渡しを行うまでの期間について、使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収します。

記

使 用 位 置	番
明 渡 し 期 限	年 月 日
明 渡 し 事 由	
備 考	

別記様式第36号

別記様式第36号(第36条関係)

東山団地駐車場明渡し請求書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

下記のとおり東山団地駐車場の使用を取消したので、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例第32条第1項の規定により、下記事項について明渡しを請求します。

また、明渡し請求日の翌日から当該駐車場の明渡しを行うまでの期間について、使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収します。

記

使用位置	番
明渡し日	年 月 日
明渡し事由	
備 考	

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。